

消費・安全局 設置から4ヶ月間のとりくみのポイント

平成15年11月
農林水産省消費・安全局

食品安全委員会との適切な関係の構築

食品のリスク評価を行う食品安全委員会に対し、順次、**食品健康影響評価を依頼**しています。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などと**定期的な連絡会議を開催**し、情報交換を進めています。

< 食品健康影響評価依頼をした事項 >

- ・ 動物用医薬品2品目及び動物用医薬品のうち評価が必要でないものの範囲の照会、飼料添加物1品目(8月5日)
- ・ 養魚用飼料添加物2品目、アルカリ処理した液状肉骨粉などの肥料への利用(8月25日)

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会の運営

消費・安全分科会

新たに設置された食料・農業・農村政策審議会**消費・安全分科会**(分科会長:山本豊上智大学法学部教授)において、食料の消費の改善や安全性の確保に関する施策について、審議を開始しました(第1回、8月7日)。

家畜衛生部会

消費・安全分科会に**家畜衛生部会**を設置し(部会長:田嶋尚子東京慈恵医科大学教授)、家畜の飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針などに関する審議を開始しました(第1回、9月22日)。

農薬の適正使用の推進と取締などの実施

農薬の容器又は包装の表示に関する一斉点検の実施

農薬の容器又は包装の表示について農薬製造者に対し一斉点検を指示し、誤表示をした**農薬製造者23社**に対して、回収状況、原因究明、再発防止策などについて報告命令などを行いました。また、これらの誤表示の状況を公表しました(7月23日、8月5日、8月13日、9月4日)。

無登録農薬の立入検査などの実施

無登録農薬の製造販売に関して関係業者などへの立入検査などを実施するとともに(7月3日、7月4日、8月6日)、**全都道府県に対し取締の徹底を指示**しました(7月10日)。また、この無登録農薬に関する取締の実施状況を公表しました(7月11日)。

農薬に関するパブリックコメントの募集、回答の公表

農薬使用基準などの策定に当たって、関係者の意見を反映させる観点から、順次、**パブリックコメントを実施**しています。

- ・ 農薬使用基準(募集:7月23日～8月22日、回答:9月19日)
- ・ 農薬(マレイン酸ヒドラジド)の検査方法(募集:7月23日～8月22日、回答:9月10日)
- ・ 特定防除資材の評価指針(募集:8月4日～9月3日、回答準備中)

マイナー作物の暫定農薬使用の承認

使用できる農薬が少ない地域特産的作物(マイナー作物)について類似性の高い作物のグループ化を図り、グループ化のできないものについては、当分の間、農林水産大臣が都道府県知事から申請された作物を承認することとしています。**マイナー作物の暫定農薬使用については、12月まで順次、承認を行い、承認数を拡大**しています(第4回:7月29日、第5回:9月12日)。第1回から第5回までの承認状況(承認数:合計約7,600件)については、都道府県ごとに一覧表にとりまとめて公表しました(10月7日)。

住宅地などに対する農薬の飛散防止

農薬については、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあります。このため、公共施設や住宅地に近接する場所での病虫害の防除について、極力、農薬散布以外の方法をとるべきことや、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合の注意事項などを定め、**農薬使用者などに対する遵守指導を行うよう、都道府県や関係者に通知を发出**しました(9月16日)。

病虫害防除基準の適正化

都道府県が定める病虫害の防除基準などについて、一部の県に誤記載があったことから、**病虫害防除基準等の誤記載について都道府県に対し指導**を行いました(7月7日)。あわせて適正化措置の実施状況などについて調査を行い、その結果を公表しました(8月20日)。

BSE対策の推進

死亡牛のBSE全頭検査の実施

24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査については、16年4月の完全実施に向けて準備を進めていますが、現在、**検査実施県数を37都府県まで拡大**したところです。また、その**検査結果については、毎月公表**しています(7月30日、8月29日、9月30日、10月28日)。

カナダ産牛肉等が米国経由で輸入されないための体制の確立

カナダのBSE発生を契機とする米国との協議について合意し、**カナダ産牛肉等が米国経由で輸入されないための体制を確立**しました。

- 7月 9日 カナダでのBSE発生に伴う海外調査(6月22日～29日)の結果について公表
- 7月12日 亀井農林水産大臣がヴァンクリフ・カナダ農業・農産食料大臣と会談
- 8月 8日 カナダにおけるBSEの発生を契機とする米国との協議の結果を公表
- 9月 1日 米国 - 日本間の「輸出証明プログラム」を実施

BSE感染源・感染経路の究明

第18回BSEに関する技術検討会・第7回BSE疫学検討チーム合同検討会を開催し、BSE疫学検討チーム報告書をとりまとめました(9月30日)。

< BSE疫学検討チーム報告書 >

- 1 経緯
- 2 疫学的解析
- 3 海外における原因究明の状況
- 4 想定された感染源・感染経路、今後の発生予測
- 5 検討結果を踏まえたリスク管理

9月29日に茨城県のと畜場で処理された牛が、10月6日に開催された厚生労働省の専門家会議において「非定型的なBSE」と判断されたことを受けて、第19回BSEに関する技術検討会を開催し、この事例を徹底究明し、今後の防疫対応について早急に結論を得るための検討を開始しました(10月7日)。

第20回BSEに関する技術検討会を開催し、今回の「非定型的なBSE」については、従来のBSEと同様の防疫対応を行うべきこと、感染原因・感染経路の調査については従来のものと同様に飼料が重要であることなどについて、委員から助言を受けました(10月22日)。これを受けて、患畜の同居牛(疑似患畜)は現行のBSE検査対応マニュアルに基づいて、順次、殺処分し、BSE検査の上焼却されることになりました。また、患畜に給与された飼料の状況を公表し(10月22日)、該当する飼料の製造工場への立入検査を開始しました(10月23日)。

食品表示に関する監視の徹底

表示110番、食品表示ウォッチャーの活用

「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」(約3,800名の設置を予定)を活用した食品表示の監視を実施しています。食品表示110番による監視結果については毎月、食品表示ウォッチャーによる監視結果については概ね四半期ごとにとりまとめます。

- ・ 食品表示ウォッチャーによる食品表示状況モニタリング報告を公表(第1回、9月11日)

不正表示に対する厳正な対処

食品表示については、職員約2,000名体制で調査を実施し、不正表示が発見された場合には、JAS法に基づく指示、公表も含めて厳正に対処しています。また、日常的な監視業務として、食品表示の一般調査を実施(半年ごとにとりまとめ)するほか、消費者の特に関心の高い品目については、特別調査を実施しています。

- ・ うなぎ加工品の原料原産地表示の特別調査(7月22日～9月10日)
- ・ 有機農産物の認定生産行程管理者の調査(8月下旬～10月末)
- ・ 新米の品質表示の特別調査(9月24日～12月中旬予定)

うなぎ加工品の原料原産地表示については、調査の結果、125小売店舗と8加工業者で不適正な表示が認められました。不適正な表示が認められた小売店舗と加工業者に対しては、改善指導を実施しその改善を確認するとともに、調査結果を公表しました(10月24日)。このうち、誤表示が長期化していた1小売業者と、同様の違反が判明した1小売業者に対しては、JAS法に基づく指示を発出し公表しました(10月24日)。

リスクコミュニケーションの推進

農林水産大臣と消費者等との懇談会を定期的に開催しています。地方段階においても、随時、地方農政局ごとに関係者との懇談会を開催しています。また、残留農薬をはじめ、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次行っていきます。

- ・ (独)農林水産消費技術センターのホームページに「食の安全・安心情報交流ひろば」を設置し、食の安全・安心情報の提供を開始(7月1日)
- ・ 農林水産大臣と関係団体等との意見交換会(7月7日)
- ・ 農林水産大臣と消費者等との定例懇談会(第1回、7月17日)
- ・ 食の安全・安心に関する意見交換会等
(8月24日:山梨県、9月8日:東京都、9月25日:大阪府、9月26日:石川県 など)
- ・ 食品に関するリスクコミュニケーション(消費者団体との施策意見交換会)
(テーマ:残留農薬 9月10日、9月30日)